

日本学生支援機構給付奨学金 「学修意欲調査」回答および「適格認定」

重要!

給付奨学生は、毎年一回、適格認定(学業)を受ける必要があります。
適格認定では奨学生の学業成績と学修意欲について審査し、日本学生支援機構が定める基準に達していない場合は、処分の対象となります(廃止・停止・警告)。
また、適格認定は満期給付終了予定者(4年生等)も対象となります。
下記のとおり、期限までにインターネット入力を行ってください。

▶対象者

	学修意欲調査
振込中・保留中	必要
家計判定により停止中(支援区分外)	必要
休学等により休止中	※1
併給不可の民間奨学金受給等により停止中	必要
採用(初回振込)が2024年11月以降	必要
2024年度で満期支給終了予定(4年生等)	必要

※1 春学期・秋学期とも休学した場合は不要

▶入力期間

2024年12月16日(月)～2025年1月17日(金)

注意 上記期限までに提出をしないと、奨学金の振込みが止まります。

▶入力方法

下記のリンク/QRコードから案内・入力準備用紙をダウンロードし、これらの内容に沿って期限までにスカラネット・パーソナルから入力してください。



適格認定の審査結果等

「継続」 適格と判定された場合は翌年度も奨学生の身分が継続し、支援区分に応じた振込みが続きます。
満期給付終了予定の場合は満期となった月(通常3月)で給付が終了し、返還等は生じません。

「廃止」 不適格と判定された場合は「廃止」となり、奨学生の身分を喪失します。
学業成績によっては給付済みの奨学金の返還が求められることがあります。

「停止」 前年度の判定が「警告」であり、今年度のGPAが十分でない場合は「停止」となり、奨学生の身分が1年間停止されます。停止期間中に改善しない場合は「廃止」となります。

「警告」 適格性が十分でない場合は「警告」となり、奨学生の身分は継続しますが、2年連続「警告」に該当した場合は「廃止」となります(GPA事由を除く)。

「廃止」「停止」「警告」者への通知・指導

「廃止」「停止」「警告」に該当した方には、2025年4～5月ごろに、日本学生支援機構からの処置内容に係る文書の交付と処置内容等に係る説明があります。

掲示期限：2025年1月末

2024年12月16日 学生支援課 経済支援係
学生センター2階 ①窓口
8:30～12:45、13:45～17:00 土日祝日除く

学生支援課ウェブサイト →
横浜国立大学ウェブサイト → 教育・学生生活 → 学生支援課
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

